介護情報 基 盤

介護情報基盤の概要

市町村(保険者)のみなさまへ

市町村(保険者)のみなさま向け資料

目次

- 1 介護情報基盤とは
- | 1 | 市町村(保険者)のみなさまが実現できること
- 3 具体的な業務の変化
- 4 準備ステップ
- 5 今後のスケジュール



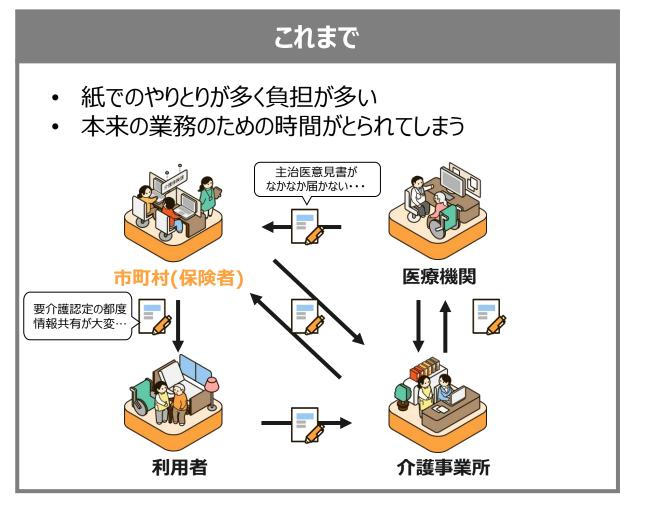
介護情報基盤とは



1. 介護情報基盤とは

情報とサービスを連携し、ひとつに

これまで分散していた情報をひとつに集約し、サービス間を連携します。介護に関わる人たちのやりとりや手続きをより良いものにする仕組みです。



これから より少ない負担で、早く正確に業務が行える さらに良いサービスを提供できるように 市町村(保険者) 医療機関 介護情報 基 盤 利用者 介護事業所

1. 介護情報基盤とは

介護情報基盤の3つのメリット

介護情報基盤の導入によって期待できる、3つの大きなメリットです。

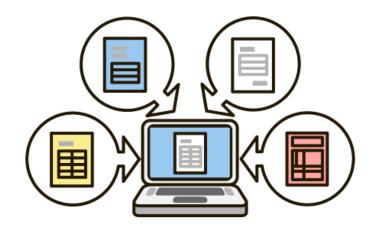
事務作業の効率化



紙での手間や負担のかかる 作業が減り、**より素早く容易に** 仕事を行えます。



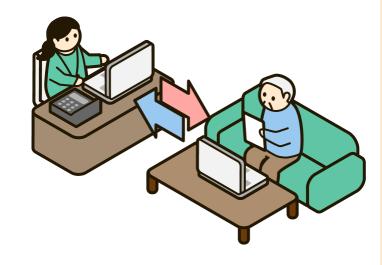
情報をひとつに集約



介護保険資格・ 主治医意見書・ケアプランなどの **情報を集約し、** サービス間で共有できます。



手続きをリアルタイムで

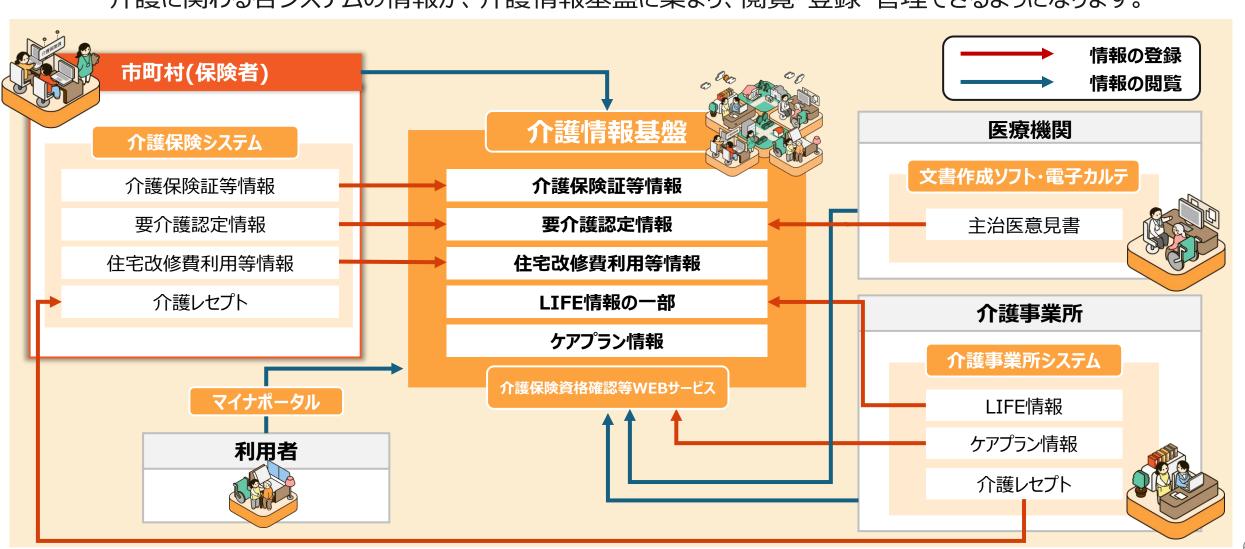


申請・提出・受理などの作業を、 **郵送や電話を介さず** オンラインですぐに完結できます。

1. 介護情報基盤とは

全体の概念図

介護に関わる各システムの情報が、介護情報基盤に集まり、閲覧・登録・管理できるようになります。



2

市町村(保険者)のみなさまが実現できること



大きな3つの価値

介護情報基盤の導入で市町村(保険者)が実現できる価値を3点にまとめました。

①業務の軽減



手間のかかる郵送・印刷などの 紙に関する業務や、 窓口のやり取りを 減らすことができます。

②サポートの最適化



介護・医療現場が 自ら情報を確認できるようになるため、 問い合わせが減ります。

③施策への活用



将来的に、ケアプランやLIFE情報の一部などの情報を共有することにより、 地域全体の傾向や状況を 深く知ることができ、その情報をふまえた 施策立案がしやすくなります。

①業務の軽減 - 要介護認定事務の負担軽減

介護情報基盤により、要介護認定事務が、より早く、より簡易になります。

これまで

書類のやり取りや問い合わせに時間と手間がかかる・・・



- × 主治医意見書の郵送等により、要介護認定に時間がかかる・・・
- × 認定審査会資料の印刷・郵送管理が負担に・・・
- × ケアマネジャーからの複数の問い合わせにより、 お互いに業務負荷がかかる・・・

これから

要介護認定事務が電子化され、時間や手間が減ります!



- 主治医意見書は電送で迅速に受け取り
- 認定審査会資料の印刷・郵送が減らせる
- ケアマネジャーが進捗を確認でき、問い合わせ対応が軽減

②サポートの最適化

医療機関や介護事業所が自ら、必要な情報を確認できるようになります。現場主体の自走型対応が進むことで、問い合わせ対応が軽減されます。

医療機関



主治医意見書などを 電送できるので

郵送が減る

介護事業所



要介護認定の 進捗など **必要な** 情報を自ら 確認可能に

問い合わせの軽減



市町村(保険者)



生まれたゆとりで、 より必要なサポートに注力できるように

③施策への活用 - 新たに閲覧可能な情報

これまで閲覧できていた情報に加え、LIFE情報の一部・ケアプランデータが閲覧できるようになります。 掛け合わせることで深い分析が行え、給付適正化への活用につながります。

介護情報基盤

閲覧できていた情報

証情報

- 資格取得日
- 区分支給限度基準額
- 利用者負担の割合 など

要介護認定情報

- 二次判定結果(要介護度)
- 要介護認定日 など

請求·給付情報

- 利用しているサービス
- 単位数
- 日数回数 など

住宅改修費利用等の情報

- 支給決定日
- 住宅改修費利用可能額
- 福祉用具購入費利用可能額 など

閲覧可能になる情報

LIFE情報の一部

利用者の状態(ADL等)

ケアプラン

- 居宅サービス計画書
- ・ 介護予防サービス・支援計画書 など



③施策への活用 - 地域の実態把握と運用に向けて

情報を活用することで、効果的な議論を行えて、より良い施策展開や運営が可能になります。



地域分析に必要なデータ を収集しやすくなり 施策立案への活用が可能に



より良い介護保険制度の 運営へ



(活用例)

- ・介護保険事業計画の作成・評価
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の検討
- ・給付適正化・ケアプラン点検への活用

. .

具体的な業務の変化



具体的な業務の変化(全体)

市町村(保険者)のみなさまの業務の具体的な変化について、以下のカテゴリー別に、これまで・これからを比較しながらご説明します。

1

要介護認定事務



- a. 申請受付~認定審査会の 開催
- b. 要介護認定結果が下りる~ 窓口・郵送での書類提供

2

住宅改修費の利用状況・ 福祉用具利用状況に関する問い合わせ対応



・ 介護事業所からの 問い合わせ対応

地域の実態把握



介護保険制度運営の ための、地域の実態把握

①-a. 要介護認定事務(申請受付~認定審査会の開催)

これまで

要介護認定の申請受付

要介護認定の申請を受け付ける

認定調査・主治医意見書の対応依頼

- 認定調査の手続きを行う
- 主治医意見書の依頼を行う

認定審査会の準備

- 主治医意見書を郵送などで受理する
- 認定調査結果を郵送などで受理する
- 審査委員用の書類を一式印刷して送付する

認定審査会の開催

・・審査会を対面で開催する



これから

要介護認定の申請受付

• 要介護認定の申請を受け付ける

認定調査・主治医意見書の対応依頼

- 認定調査の手続きを行う
- 主治医意見書の依頼を行う

認定審査会の準備

- 主治医意見書が電送され、より早く取得できるようになる
- 認定調査についても電子化しているところは、 結果が電送され、より早く取得できるようになる
- 認定審査会書類を電送するため、印刷、郵送、場合によっては個人情報の消し込み業務の手間がなくなる

認定審査会の開催

審査会は**オンラインで開催可能に**なる



①-b.要介護認定事務(要介護認定結果が下りる~窓口·郵送での書類提供)

これまで

要介護認定結果の反映

- 要介護認定結果が出たら自治体介護保険事務システムに登録を行い、結果通知書、 証の作成・印刷を行う
- 結果通知書、介護保険証、 負担割合証等を郵送等で送付する

進捗の問い合わせ対応

その間、ケアマネジャーや利用者から進捗確認の対応を行う。電話対応を行う場合がある

窓口・郵送での書類提供

• ケアプラン作成に必要な認定関係書類 (認定調査、主治医意見書等)の 窓口・郵送での提供を行う



これから

要介護認定結果の反映

- 結果が出たら自治体介護保険事務システムに 登録を行い反映
- 関係者は、介護保険資格確認等WEBサービスを 通じて結果を確認可能となる

(介護保険資格確認等WEBサービスは以下「介護WEBサービス」という)

進捗の問い合わせ対応

事業者(主にケアマネジャー)や利用者本人が自 分で進捗を確認できるようになる 電話対応が軽減される

窓口・郵送での書類提供

ケアプラン作成に必要な認定関係書類(認定調査、主治医意見書等)を、ケアマネジャー等は介護WEBサービス経由で確認できるようになるため、窓口・郵送での書類提供の手間が減る



②住宅改修費の利用状況・福祉用具利用状況に関する問い合わせ対応

これまで

問い合わせ対応

• 電話等で利用状況の確認があった際、 確認して対応する



これから

問い合わせ対応

介護事業者の方々が介護WEBサービス経由 で、自ら確認することが可能となる



③地域の実態把握

これまで

地域の実態把握

• 地域の現状把握のためにデータを活用したい 場合も、必要なデータを集めるのが困難だった



これから

地域の実態把握

- 将来的にはケアプランが確認できるため、 介護給付の確認および点検などに 利用可能となる
- ・ 今後はLIFE情報の一部が確認できる想定



準備ステップ



4. 準備ステップ

通常の場合

介護情報基盤の活用を始めるまでの基本ステップは以下の通りです。 今後、さらなる詳細情報を発信していきます。

1

システム標準化

自治体介護保険事務システムの 標準化および 介護情報基盤への対応をする

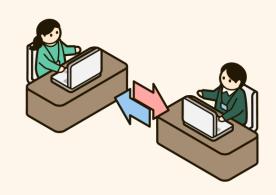


システム改修のご検討・ご準備をお願いいたします

2

初期セットアップ の検討

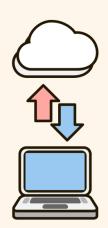
関係者間でセットアップに ついて検討を行う



3

初期セットアップの 実施

介護情報基盤へのデータ連携 (セットアップ)



4

運用開始·周知

介護情報基盤の運用を 開始するとともに 介護事業所等へ周知



※初期セットアップ後は、システム間の連携によって情報が自動で更新されます。

今後のスケジュール



5. 今後のスケジュール

今後のスケジュール

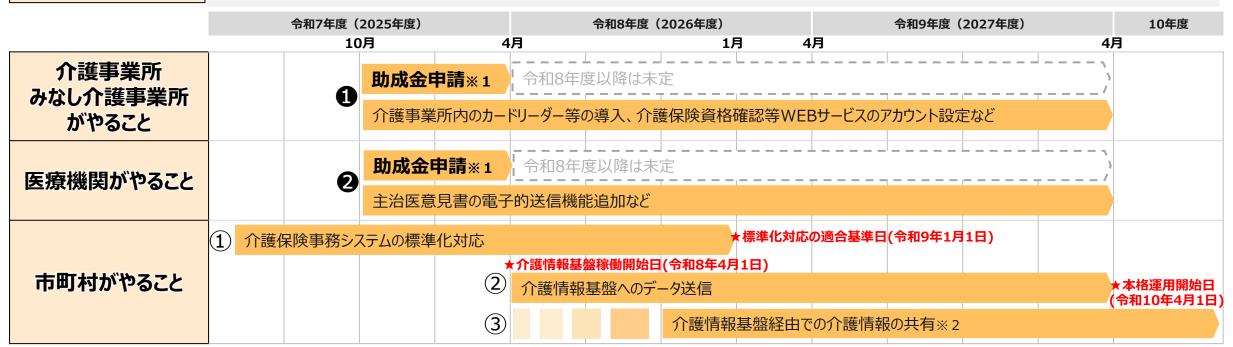
介護情報基盤への移行までのスケジュール方針を以下に示します。今後、より詳細をお示しします。

介護事業所みなし介護事業所

医療機関

市町村

- 介護情報基盤を活用した情報共有を行うには、カードリーダー等の導入や介護保険資格確認等WEBサービスのアカウント設定などが必要となります。 助成金を活用し、計画的に導入を進めてください。
- ② 介護情報基盤を活用した主治医意見書の連携を行うには、主治医意見書の電子的送信機能追加などが必要となります。 助成金を活用し、計画的に導入を進めてください。
- ① 介護情報基盤との連携機能を含めた介護保険システムの標準化対応を令和9年1月1日までに完了します。
- ② 介護保険事務システムの標準化対応の終了後、介護情報基盤へのデータ送信を行います。
- ③ 市町村のデータ送信が完了次第、介護情報基盤を活用した介護情報の共有が可能になります。



- ※1本年度の助成金申請受付は令和8年3月13日までを予定
- ※2介護保険事務システムの標準化対応が完了し、介護情報基盤へのデータ送信が完了した市町村が対象